

藤沢市立学校交際費支出基準

2016年4月1日施行
2018年4月1日一部変更
2022年4月1日一部変更

(趣旨)

第1条 この基準は、藤沢市立小学校、中学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)の円滑な運営を図るために必要な経費(以下「学校交際費」という。)の支出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学校交際費の額等)

第2条 学校交際費は、学校運営上必要性を有し、かつ、社会通念上妥当と認められる場合に、次の表に掲げる額を支出する。

区 分		1件基準額	
香料	児童・生徒	本人	5,000円
		父母又はこれに準ずる親権者(保護者)	
	学校医・学校歯科医・学校薬剤師	本人、配偶者、(義)父母(同居の場合に限る。)	
	P T A本部役員等	(義)父母(同居の場合に限る。)	
見舞金 (疾病見舞金) (災害見舞金)	児童・生徒	本人	5,000円
	学校医・学校歯科医・学校薬剤師及びP T A本部役員等		
その他	上記以外で対外的に必要とする交際費は、その都度、教育総務課と協議し決定する。		教育総務課と協議し決定する。

備考

- 1 「疾病見舞金」とは、入院・自宅療養問わず連続して30日以上療養となった場合で、かつ、藤沢市学校事故措置条例に基づく見舞金を受けていない場合に対し支出する見舞金をいう。
- 2 「災害見舞金」とは、次に掲げる場合を除き、本人の自宅が火災風水害(火災、暴風、豪雨、洪水、高潮等)の被害にあい、当面の日常生活に支障をきたす場合に対し支出する見舞金をいう。
 - (1) 災害が、本人の故意又は犯罪行為によるものであるとき。
 - (2) 災害が、地震、津波その他広範囲に被害を及ぼした非常災害であるとき。
- 3 「P T A本部役員等」とは、P T A及びこれに準ずる団体における本部役員等(会長、

副会長、書記、会計等)をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、区分項目が重複した場合は一項目のみ適用とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、児童・生徒の父母又はこれに準ずる親権者(保護者)の香料及び災害見舞金については、同一学校に通学する兄弟姉妹は一件とする。
- 4 学校長は、第1項の規定による支出をする場合には、その必要性等をよく判断し、教育総務課に対し、請求するものとする。この場合において、災害見舞金の請求をするときは、学校が行った被害程度に係る事実確認の結果を教育総務課へ報告するものとする。
- 5 疾病見舞金に関しては、入院に伴い院内学級に転籍した場合も同様に支出することができる。

(学校交際費支出伺書)

第3条 前条第4項の規定により、請求を受けた教育総務課は、交際費支出伺書により、教育総務課長の決裁を受けなければならない。

(領収書の提出)

第4条 学校長は、学校交際費を教育総務課長より受け取った際には、教育総務課に対し、領収書を提出することとする。

2 学校長は、学校交際費を支出した際に、相手方からの領収書若しくは受領書又はそれに代わる支出したことがわかるもの(会葬礼状等)を可能な限り、教育総務課へ送付するものとする。ただし、社会通念上、領収書又は受領書を徴することができない場合は、この限りではない。

(公表)

第5条 交際費の支出状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。なお、公表は月を単位とし、当月分を翌月の末日までに市ホームページに掲載する。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額